

新しい生活様式対応新ビジネス展開事業補助金

コロナ禍の長期化を見据え、既存事業を見直し、業態転換、事業・業種転換、事業規模拡充など新たなビジネス展開に挑戦する市内中小企業等を支援します。

対象者	市内に事業所を有する中小企業者または個人事業主 ※「中小企業者」…中小企業基本法に規定する者をいう。 ※市税の滞納がある事業者を除く。	
対象事業	新たなサービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナウイルスによる社会経済活動の変化に対応するための前向きな取組であること。 【取組例】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業、業種及び業態転換を行う取組 ・ ドライブスルー販売、移動販売等の開始 ・ 店舗やレイアウトの改装等 ・ デリバリー販売、テイクアウト販売の開始 ・ 対面販売のみからオンラインビジネスへの参入 	
対象経費	次に掲げる経費のうち、補助事業の執行に必要と認められる経費（国、県その他の団体から助成を受けている場合は、対象経費から当該助成額を除く。） 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、展示会出展等） 【対象外経費】対象企業の従業員に係る人件費・旅費、消費税	
交付条件	当該年度中に補助事業を完了すること。	
補助額	対象経費の 3分の2 以内の額（1,000円未満切捨て） 補助上限額： 300,000円 補助下限額： 66,000円 ※対象経費が99,000円未満の場合は補助対象外	
補助回数	1事業者につき1回限り	
提出書類	交付申請時	実績報告時
	(1) 交付申請書※ ※商工会議所・商工会の支援を受けて作成すること。 (2) 補助対象経費の見積書等の写し (3) 会議所等から提出された支援計画書の写し	(1) 実績報告書※ ※商工会議所・商工会の支援を受けて作成すること。 (2) 補助対象経費の領収書等の写し (3) 取組の実施がわかる取組前と取組後の写真等
審査方法	有識者等で構成する審査会による書類審査	
申請期間	令和3年5月10日から6月30日まで（広報おしらせばん5月10日号掲載予定）	
提出先 問合せ先	〒941-8501 糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室 電話：025-552-1511（代表） 電子メール： kigyo@city.itoigawa.lg.jp	